

鳥取県公報

平成 30 年 12 月 25 日(火) 号外第96号

毎週火・金曜日発行

			月
\Diamond	条	例	鳥取県税条例等の一部を改正する条例(51)(税務課)・・・・・・・・・・・5
			鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する
			条例 (52) (畜産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
			鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (53) (会計指導課)・・・・・・・15
			鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(54)(企業局経営企画課)・17
			鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (55) (病院局総務課)・19
			鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例(56)(空港港湾課)・・・・20

──公布された条例のあらまし──

◇鳥取県税条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

身体障害者等の一層の社会参画を促進するため、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時 介護する者が運転する自動車に係る自動車取得税及び自動車税の減免制度について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車のうち自動車取 得税及び自動車税の減免の対象となるものは、当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活 における移動のため(現行 通院、通所、通学又は生業のため)に運転する自動車とする。
- (2) (1)の減免の上限額は、次のとおりとする。
 - ア 自動車取得税 250万円に税率を乗じて得た額(現行 身体障害者等の通院等のために運転する回数が 1週間に3回以上である自動車については250万円に税率を乗じて得た額、当該回数が1週間に1回又は 2回である自動車については150万円に税率を乗じて得た額)
 - イ 自動車税 45,000円(現行 身体障害者等の通院等のために運転する回数が1週間に3回以上である自 動車については45,000円、当該回数が1週間に1回又は2回である自動車については23,000円)
- (3) 平成31年10月1日に導入される自動車税の環境性能割及び種別割について、(1)及び(2)と同様の措置 を講ずる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料を新たに徴収する等、 所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料を次のとおり徴収する。

区分	単位	金額
1 牛及び馬		
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき	29, 400円
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき	14,700円
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき	2,400円
2 豚		
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき	9,800円
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき	4,900円
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円
3 山羊、羊及び鹿		
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき	4,900円
(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円
4 その他のもの	1キログラム(1キロ	49円
	グラム未満の端数があ	
	るときは、1キログラ	
	ムとして計算する。)	

につき

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、家畜人工授精等に関する講習会の修業試験の合格証明書の再交付 事務に係る手数料を新たに徴収する。
- (2) 馬伝染性貧血について、我が国において清浄化が達成されたと考えられることから、その発生を予防す るための検査を行わないこととなったことに伴い、所要の改正を行う。
- (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正され、住宅確保要 配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請書の記載事項及び添付書類が簡素化される等、その登録及び登録 事項の変更の手続に係る登録主体の事務的負担が軽減されたこと等に伴い、これらの事務に係る手数料を見 直す。

2 条例の概要

- (1) 家畜人工授精等に関する講習会の修業試験の合格証明書の再交付について、1件につき1,700円の手数 料を徴収する。
- (2) 家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、馬伝染性貧血の発生を予防するため に行うものに係る手数料を廃止する。
- (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録事項の変更に係る手数料を廃止する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成31年4月1日とする(1)に関する事項を除き、公布の日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、舂米発電所及び日野川第一発電所(以下「対象発電施設」という。)に ついて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「民間資金法」という。)の 規定による公共施設等運営事業の導入を図るため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、民間資金法の規定により、選定事業者に対象発電施設の運営等に係る公共施設等運営権を設定 することができることとする。
- (2) 知事は、次の基準に照らして最も効率的かつ適切に対象発電施設の運営等を行うことができると認める 者を選定事業者として選定するものとする。
 - ア 対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。
 - イ 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。
 - ウ 地域経済の発展に資すること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、実施方針において定める基準を満たすこと。
- (3) 運営権者は、(2)のアから工までに掲げる基準に適合するよう対象発電施設の運営等を行わなければな
- (4) 運営権者が行う業務は、対象発電施設の設備の運用、維持管理その他の運営等に関する業務とし、その 具体的内容は、知事が実施方針において定めるものとする。
- (5) 運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発電に係る料金を自らの収入として収受するものとする。
- (6) 知事は、運営権者から運営権対価を徴収するものとする。
- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立中央病院において、がんゲノム医療をはじめとした遺伝子疾患に対する医療をより適正に行うため、所 要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに使用料を徴収する。

区分	金額		
遺伝子検査に係る個別面談(診療報酬の算定方法	初回	1 件につき	10,800円
に規定する遺伝カウンセリングを除く。)	2回目以降	1件につき	6, 480円

(2) 施行期日は、平成31年1月1日とする。

◇鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例(以下「一部改正条例」という。)を制定し、平成31年4月1日 から鳥取港ボートパークの管理を指定管理者に行わせることとしていたところであるが、指定管理者への応募 者がいなかったため、県が引き続き直営で管理することとし、一部改正条例を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 一部改正条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

例

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第51号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取 第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取 得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のい ずれかに該当する場合には、規則で定めるところに より、自動車取得税を減免することができる。ただ し、第1号の場合において、既に同号に該当するこ とにより自動車取得税の減免を受けた者に対して は、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自 動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車 新規登録に係るものである場合にあっては、3年) 以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動 車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等によ り故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の 取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し 移動のために自動車を必要とする者のうち規則で 定めるもの(以下この条及び次条において「身体 障害者等」という。) 又は身体障害者等と生計を 一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した 場合

ア略

- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業 その他日常生活における移動のためにその者と 生計を一にする者が運転する自動車
- ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身 体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される 世帯の身体障害者等に限る。) の通院、通所、 通学、生業その他日常生活における移動のため にその者を常時介護する者が運転する自動車
- (2) (3) 略

(自動車取得税の減免額)

(自動車取得税の減免)

得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のい ずれかに該当する場合には、規則で定めるところに より、自動車取得税を減免することができる。ただ し、第1号の場合において、既に同号に該当するこ とにより自動車取得税の減免を受けた者に対して は、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自 動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車 新規登録に係るものである場合にあっては、3年) 以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動 車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等によ り故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の 取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精 神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条及び 次条において「身体障害者等」という。) 又は身 体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれか の自動車を取得した場合

- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生 業のためにその者と生計を一にする者が運転す る自動車
- ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身 体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される 世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、 通学又は生業のためにその者を常時介護する者 が運転する自動車
- (2) (3) 略

(自動車取得税の減免額)

- 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす
 - (1) 前条第1号に該当するもの 当該自動車の取 得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該 自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額 のいずれか低い額

(2) 略

(自動車税の課税免除)

- しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から 第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承 認を受けたものに限る。
- $(1)\sim(3)$ 略
- (4) 構造上身体障害、知的障害又は精神障害を有 し歩行が困難な者の利用に専ら供するためのもの と認められる自動車
- (5)~(11) 略

(自動車税の減免)

- 第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税 第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税 の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれ かに該当する場合には、規則で定めるところによ り、自動車税を減免することができる。ただし、第 1号の場合において、既に同号に該当することによ り自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免 の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年 度において1回に限り、当該減免の対象となった自 動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免す ることができる。
 - (1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し 移動のために自動車を必要とする者のうち規則で 定めるもの (以下この条及び次条において「身体

- |第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の|第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の| 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす
 - (1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の 取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当 該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た 額のいずれか低い額
 - (2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のた めに運転する回数が1週間に3回以上である場 合又は身体障害者等の生業のために運転する場 合 前号に定める額
 - イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために 運転する回数が1週間に1回又は2回である場 合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全 額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得 税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 略

(自動車税の課税免除)

- 第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対 第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対 しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から 第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承 認を受けたものに限る。
 - $(1)\sim(3)$ 略
 - (4) 構造上身体又は精神に障害を有し歩行が困難 な者の利用に専ら供するためのものと認められる 自動車
 - (5)~(11) 略

(自動車税の減免)

- の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれ かに該当する場合には、規則で定めるところによ り、自動車税を減免することができる。ただし、第 1号の場合において、既に同号に該当することによ り自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免 の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年 度において1回に限り、当該減免の対象となった自 動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免す ることができる。
- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精 神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条及び 次条において「身体障害者等」という。) 又は身

障害者等」という。) 又は身体障害者等と生計を 一にする者が次のいずれかの自動車(1台に限 る。)を所有する場合

ア略

- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業 その他日常生活における移動のためにその者と 生計を一にする者が運転する自動車
- ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身 体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される 世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、 通学、生業その他日常生活における移動のため にその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) • (3) 略

2 略

(自動車税の減免額)

- 第137条の3 前条第1項の規定により減免する額 第137条の3 前条の規定により減免する額は、次の は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る額とする。ただし、第1号<u>又は第3号</u>に掲げる場 合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した 場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当 し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請が あった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日 までに申請があった場合に限る。) は、申請のあっ た月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応 じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とす る。
 - (1) 前条第1項第1号に該当するもの 納付すべ き自動車税の税額の全額又は45,000円(賦課期日 後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生 した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅 した場合にあっては当該消滅した月までの期間に 応じ、規則で定める計算方法に従って計算した 額)のいずれか低い額

体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの 自動車(1台に限る。)を所有する場合

ア略

- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生 業のためにその者と生計を一にする者が運転す る自動車
- ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身 体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される 世帯の身体障害者等に限る。) の通院、通所、 通学又は生業のためにその者を常時介護する者 が運転する自動車

(2) • (3) 略

2 略

(自動車税の減免額)

- 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす る。ただし、第1号<u>、第2号及び第4号</u>に掲げる場 合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した 場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当 し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請が あった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日 までに申請があった場合に限る。)は、申請のあっ た月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応 じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とす る。
- (1) 前条第1号アに該当するもの 納付すべき自 動車税の税額の全額又は45,000円(賦課期日後に 納税義務が発生した場合にあっては当該発生した 月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した 場合にあっては当該消滅した月までの期間に応 じ、規則で定める計算方法に従って計算した額) のいずれか低い額
- (2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲 げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のた めに運転する回数が1週間に3回以上である場 合又は身体障害者等の生業のために運転する場 合 前号に定める額
 - 1 身体障害者等の通院、通所又は通学のために 運転する回数が1週間に1回又は2回である場 合 納付すべき自動車税の税額の全額又は 23,000円 (賦課期日後に納税義務が発生した場 合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課

- (2) 前条第1項第2号に該当するもの 第138条 第1項に規定する税率の12分の3に相当する額 (賦課期日以後5月31日以前において、法第150 条第2項の規定により月割をもって課税する場合 は、当該月割額)
- (3) 前条第1項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

- 期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当 該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める 計算方法に従って計算した額)のいずれか低い 額
- (3) 前条第2号に該当するもの 第138条第1項 に規定する税率の12分の3に相当する額(賦課期 日以後5月31日以前において、法第150条第2項 の規定により月割をもって課税する場合は、当該 月割額)
- (4) 前条第3号に該当するもの 同号に規定する 自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、ト ラックにあっては最大積載量等が、バスにあって は乗車定員が同一である第138条第1項の表(1) ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動 車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額 に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額か ら控除して得た額

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。 第3条中鳥取県税条例第134条の7、第134条の8、第137条の2及び第137条の3の改正規定を次のように改 める。

(自動車取得税の減免)

- 第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は減失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。
 - (1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し 移動のために自動車を必要とする者のうち規則で 定めるもの(以下この条及び次条において「身体 障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を 一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した 場合
 - <u>ア</u> 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身 体障害者等が取得したものに限る。)

- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業 その他日常生活における移動のためにその者と 生計を一にする者が運転する自動車
- ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身 体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される 世帯の身体障害者等に限る。) の通院、通所、 通学、生業その他日常生活における移動のため にその者を常時介護する者が運転する自動車
- (2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのも のと認められる自動車を取得した場合
- (3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変 更がなされた自動車で営業用のものを取得した場 合

(自動車取得税の減免額)

- 第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす る。
 - (1) 前条第1号に該当するもの 当該自動車の取 得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該 自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額 のいずれか低い額
 - (2) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該 自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額 に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて 得た額に相当する額

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税 第137条の2 の環境性能割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の 各号のいずれかに該当する場合には、規則で定める ところにより、環境性能割を減免することができ る。ただし、第1号の場合において、既に同号に該 当することにより環境性能割の減免を受けた者に対 しては、当該減免の対象となった自動車の取得の日 から2年(当該自動車の取得が最初の新規登録に係 るものである場合にあっては、3年)以内に行った 新たな自動車の取得については、災害、盗難等によ り故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の 取得に係る場合を除き、環境性能割を減免しないも のとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し 移動のために自動車を必要とする者のうち規則で 定めるもの(以下この条及び次条において「身体 障害者等」という。) 又は身体障害者等と生計を (自動車税の減免)

- 一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した 場合
- ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身 体障害者等が取得したものに限る。)
- イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業 その他日常生活における移動のためにその者と 生計を一にする者が運転する自動車
- ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身 体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される 世帯の身体障害者等に限る。) の通院、通所、 通学、生業その他日常生活における移動のため にその者を常時介護する者が運転する自動車
- (2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのも のと認められる自動車を取得した場合
- (3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変 更がなされた自動車で営業用のものを取得した場
- 2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の 項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれか に該当する場合には、規則で定めるところにより、 種別割を減免することができる。ただし、第1号の 場合において、既に同号に該当することにより種別 <u>割</u>の減免を受けた者に対しては、<u>その</u>年度において 1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わ る自動車の所有に係る種別割を減免することができ
 - (1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一に する者が前項第1号アからウまでのいずれかの自 動車(1台に限る。)を所有する場合

知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄 に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当す る場合には、規則で定めるところにより、自動車税 を減免することができる。ただし、第1号の場合に おいて、既に同号に該当することにより自動車税の 減免を受けた者に対しては、<u>当該減免の対象</u>となっ た自動車税に係る賦課期日の属する年度において1 回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる 自動車の所有に係る自動車税を減免することができ

- (1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し 移動のために自動車を必要とする者のうち規則で 定めるもの(以下この条及び次条において「身体 障害者等」という。) 又は身体障害者等と生計を 一にする者が次のいずれかの自動車(1台に限 る。)を所有する場合
 - ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身 体障害者等が所有するものに限る。)
 - イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業 その他日常生活における移動のためにその者と 生計を一にする者が運転する自動車
 - ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身 体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される 世帯の身体障害者等に限る。) の通院、通所、 通学、生業その他日常生活における移動のため にその者を常時介護する者が運転する自動車
- (2) (3) 略
- 3 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象と 2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象と

(2) • (3) 略

なった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等 により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わ る自動車の所有である場合には、同項ただし書の規 定にかかわらず、同項本文の規定により種別割を減 免することができる。

(自動車税の減免額)

- 第137条の3 前条第1項の規定により減免する額 第137条の3 は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る額とする。
 - (1) 前条第1項第1号に該当するもの 当該自動 車に係る環境性能割の全額又は250万円に当該自 動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額のい ずれか低い額
 - (2) 前条第1項第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の構造の変更に要した金額に当該自 動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相 当する額
- 2 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期 日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該 発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で 定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該 提出期限の属する年度の2月末日までに申請があっ た場合に限る。)は、申請のあった月の翌月から減 免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める 計算方法に従って計算した額とする。
 - (1) 前条第2項第1号に該当するもの 納付すべ き種別割の税額の全額又は45,000円 (賦課期日後 に納税義務が発生した場合にあっては当該発生し た月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅し た場合にあっては当該消滅した月までの期間に応 じ、規則で定める計算方法に従って計算した額) のいずれか低い額
 - (2) 前条第2項第2号に該当するもの 第138条 第1項に規定する税率の12分の3に相当する額 (賦課期日以後5月31日以前において、法第177 条の10第2項の規定により月割をもって課税する 場合は、当該月割額)
 - (3) 前条第2項第3号に該当するもの 同号に規 定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等 が、トラックにあっては最大積載量等が、バスに あっては乗車定員が同一である第138条第1項の 表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用

なった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等 により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わ る自動車の所有である場合には、同項ただし書の規 定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を 減免することができる。

(自動車税の減免額)

前条第1項の規定により減免する額は、次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期 日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該 発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で 定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該 提出期限の属する年度の2月末日までに申請があっ た場合に限る。) は、申請のあった月の翌月から減 免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める 計算方法に従って計算した額とする。

- (1) 前条第1項第1号に該当するもの 納付すべ き自動車税の税額の全額又は45,000円(賦課期日 後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生 した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅 した場合にあっては当該消滅した月までの期間に 応じ、規則で定める計算方法に従って計算した 額) のいずれか低い額
- (2) 前条第1項第2号に該当するもの 第138条 第1項に規定する税率の12分の3に相当する額 (賦課期日以後5月31日以前において、法第150 条第2項の規定により月割をもって課税する場合 は、当該月割額)
- (3) 前条第1項第3号に該当するもの 同号に規 定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等 が、トラックにあっては最大積載量等が、バスに あっては乗車定員が同一である第138条第1項の 表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用

の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の 税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額 から控除して得た額

の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税 の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の 税額から控除して得た額

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する 部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税に ついて適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分以後の自動車税について適用し、平成30年度分 までの自動車税については、なお従前の例による。

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井

鳥取県条例第52号

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(手数料の徴収)

第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務 第3条 衛生所において行う診療その他の業務につい (法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料 徵収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1 項各号に掲げるものを除く。) については、申請そ の他の行為により当該業務をすることを求める者か ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額の手数料を徴収する。

(手数料の徴収)

ては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額の手数料を徴収する。

改正前

(1) 診療その他の業務(次号に掲げるものを除 く。) 農業災害補償法施行規則により診療その 他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容 に応じて農林大臣が定める点数等を定める件(昭 和30年農林省告示第778号) に基づく家畜共済診 療点数表のB種欄により算定した額

(2) 略

(1) 略

(2) その他の業務 農業保険法施行規則(平成29 年農林水産省令第63号) 第117条第1項に規定す る診療その他の行為によって組合員等が負担すべ き費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数 を同項に規定する農林水産大臣が定める1点の価 額に乗じて得た額

第2条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す る。

> 改正後 改正前

(手数料の徴収)

第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務|第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務 (法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料 徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1 項各号に掲げるものを除く。) については、申請そ の他の行為により当該業務をすることを求める者か ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

(手数料の徴収)

(法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料 徵収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1 項各号に掲げるものを除く。) については、申請そ の他の行為により当該業務をすることを求める者か ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(2) 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却 次の表の 左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に 定める額

区分	金額
1 牛及び馬	
(1) 月齢が満24月以上	1頭につき29,400
のもの	円
(2) 月齢が満12月以上	1頭につき14,700
満24月未満のもの	円
(3) 月齢が満12月未満	1頭につき2,400
のもの	円
2 豚	
(1) 月齢が満18月以上	1頭につき9,800
のもの	円
(2) 月齢が満6月以上	1頭につき4,900
満18月未満のもの	円
(3) 月齢が満2月以上	1頭につき980円
満6月未満のもの	
3 山羊、羊及び鹿	
(1) 月齢が満6月以上	1頭につき4,900
のもの	円
(2) 月齢が満2月以上	1頭につき980円
満6月未満のもの	
4 その他のもの	1キログラム(1
	キログラム未満の
	端数があるとき
	は、1キログラム
	として計算す
	る。) につき49円

号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 略

(2) 略

附 則

<u>(3)</u> 略

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第53号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その	第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その
他の行為により当該事務をすることを求める者か	他の行為により当該事務をすることを求める者か
ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで	ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで
に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。	に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。
(1)~(221) 略	(1)~(221) 略
(222) 家畜改良増殖法施行規則第25条第1項の規	(222) <u>及び(223)</u> <u>削除</u>

(223) 削除

につき1,700円

(224) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、 監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア・イ 略

定に基づく修業試験の合格証明書の再交付 1件

ウ略

エ 略

<u>才</u> 略

<u>力</u> 略

キ 略

(225)~(315) 略

(224) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、 監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

ウ 馬伝染性貧血 1件につき1,300円

工略

<u>才</u> 略

カ略

<u>キ</u> 略

<u>ク</u> 略

(225)~(315) 略

(315の2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の 供給の促進に関する法律(平成19年法律第112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。) 第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居 賃貸住宅事業の登録 次の表の左欄に掲げる住宅 確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応

じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1戸	1件につき6,000円
2 戸以上4 戸以下	1 件につき7,000円
5 戸以上 9 戸以下	1件につき8,000円
10戸以上19戸以下	1件につき10,000円
20戸以上39戸以下	1件につき11,000円

40戸以上49戸以下	1 件につき12,000円
50戸以上99戸以下	1 件につき14,000円
100戸以上	1 件につき18,000円

(315の3) 住宅セーフティネット法第12条第3項 の規定に基づく登録事項の変更の登録(住宅確保 要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るも のに限る。) 次の表の左欄に掲げる増加する住 宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に

応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 戸以上4 戸以下	1件につき1,000円
5 戸以上 9 戸以下	1件につき3,000円
10戸以上19戸以下	1 件につき4,000円
20戸以上29戸以下	1件につき5,000円
30戸以上49戸以下	1 件につき6,000円
50戸以上99戸以下	1件につき8,000円
100戸以上	1 件につき12,000円

(315の4) 略

<u>(315の5)</u> 略

(315の6) 略

(315の7) 略

(315の8) 略 (315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(315の12) 略

(315の13) 略

(316)~(328) 略

- 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に 定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。
 - (1)~(17) 略
 - (18) 住宅セーフティネット法第25条第1項の規定 により知事の指定する者に住宅確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行わせる 場合における前項第315号の2及び第315号の3の 手数料 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 の登録に関する事務を行う者

(315の2) 略

<u>(315の3)</u> 略

(315の4) 略

(315の5) 略

(315の6) 略

<u>(315の7)</u> 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)~(328) 略

定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)~(17) 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第222号及び第223号の改正規定は、平成31年4月 1日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第54号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(業務状況の説明書類の提出)

第13条 略

(業務状況の説明書類の提出) 第13条 略

(公共施設等運営権の設定)

第14条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等 の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117 号。以下「民間資金法」という。)第16条の規定に より、選定事業者(民間資金法第2条第5項に規定 する選定事業者をいう。以下同じ。) に、第4条第 2項に規定する小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、 春米発電所及び日野川第一発電所(以下「対象発電 施設」という。) の運営等(民間資金法第2条第6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。) に係る公 共施設等運営権(同条第7項に規定する公共施設等 運営権をいう。以下同じ。)を設定することができ る。

(民間事業者の選定の手続)

- 第15条 選定事業者に選定されようとする民間事業者 は、知事が別に定めるところにより、応募に必要な 書類を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により提出された書類を次に 掲げる基準に照らして審査し、最も効率的かつ適切 に対象発電施設の運営等を行うことができると認め る者を選定事業者として選定するものとする。
 - (1) 対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施 することができること。
 - (2) 再生可能エネルギーの安定供給に資するこ
 - (3) 地域経済の発展に資すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が実施方針 (民間資金法第5条第1項に規定する実施方針を いう。以下同じ。) において定める基準を満たす こと。

(運営権者による運営等の基準)

第16条 第14条の規定により公共施設等運営権の設定 を受けた選定事業者(以下「運営権者」という。) は、前条第2項各号の基準に適合するよう対象発電 施設の運営等を行わなければならない。

(運営権者の業務の範囲)

第17条 運営権者が行う業務は、対象発電施設の電気 設備、取水設備その他の設備の運用、維持管理その 他の運営等に関する業務とし、その具体的内容は、 知事が実施方針において定めるものとする。

(発電料金の収受)

第18条 運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発 電に係る料金を自らの収入として収受するものとす る。

(運営権対価の徴収)

- 第19条 知事は、運営権者から、民間資金法第20条に 規定する費用に相当する金額その他の公共施設等運 営権の設定に伴う対価(以下「運営権対価」とい う。)を徴収するものとする。
- 2 運営権対価の額、支払方法その他必要な事項は、 民間資金法第22条第1項の規定により締結する公共 施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(企業管理規程への委任)

<u>第20条</u> <u>この条例に定めるもののほか、</u>この条例の施 <u>第14条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、企業管 行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(企業管理規程への委任)

理規程で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前
別表第1 (第5条関係) 1~9 略		別表第1 (第5条関係) 1~9 略
10 遺伝カウンセリング料		
区分	金額	
遺伝子検査に係る個別面 初回	1 件につき	
談(診療報酬の算定方法	10,800円	
に規定する遺伝カウンセ 2回目	1 件につき	
リングを除く。) 以降	6,480円	
<u>11</u> 略		<u>10</u> 略
備考略		備考略

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例(平成30年鳥取県条例第33号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。